

第 6 期 分 収 林 計 画

平 成 2 8 年 3 月

公益社団法人岐阜県森林公社

目 次

1	分収造林事業を取り巻く情勢	1
2	実績と課題	2
	（1） 実績	2
	（2） 課題	6
3	計画の基本事項	6
	（1） 計画期間および算定基準期間	6
	（2） 計画策定方針	6
	（3） 森林整備区分	8
	（4） 施業基準	9
4	森林整備事業計画	10
	（1） 森林整備区分及び施業基準に基づいた基本計画量	10
	（2） 事業計画	11
5	経営改善の取り組み	13
	（1） 経営改善計画の進捗状況	13
	（2） 今後の取り組み	13
	（3） 分収割合の変更について	16
	（4） 主伐への対応について	16
	（5） 森林経営計画制度への対応について	18
6	計画推進にあたっての留意事項	19
	（1） 長伐期施業の取組について	19
	（2） システムの構築とカルテの有効活用	19
7	資料	20
	○森林整備区分毎の施業体系	20
	○森林整備区分毎の施業基準	26

第6期分収林計画

1 分収造林事業を取り巻く情勢

公益社団法人岐阜県森林公社（以下「公社」という。）は、森林資源の充実を図り、水資源の確保、県土の保全、山村地域の振興に寄与することを目的に、分収造林特別措置法に基づき、計画的な森林整備を行い、その面積は県内の民有林人工林面積の約4%にあたる1万4千ヘクタールに及んでいる。また近年では、こうした機能に加え、地球規模の環境問題である温暖化防止機能や生物多様性の保全、また森林の保健文化的活用や再生可能エネルギー産業の場や資源としての多面的機能の発揮に向け、森林の多様な管理活用に対する要求も高まっている。

こうした中、公社では長伐期施業に移行した分収造林事業地を、適正に管理し森林の持つ公益的機能を高度に発揮させつつ、安定的に木材資源が供給できる森林を形成し次世代に引き継いでいくことが、公社として極めて重要な社会的責務と考えられる。

一方で、分収造林事業は長期間の保育経費や管理経費を補助金と借入金で賄い、その森林の伐採収益で債務を返済する仕組みであることから、長引く木材価格の低下や労務費の上昇等により、公社の経営は非常に厳しい局面を向かえている。

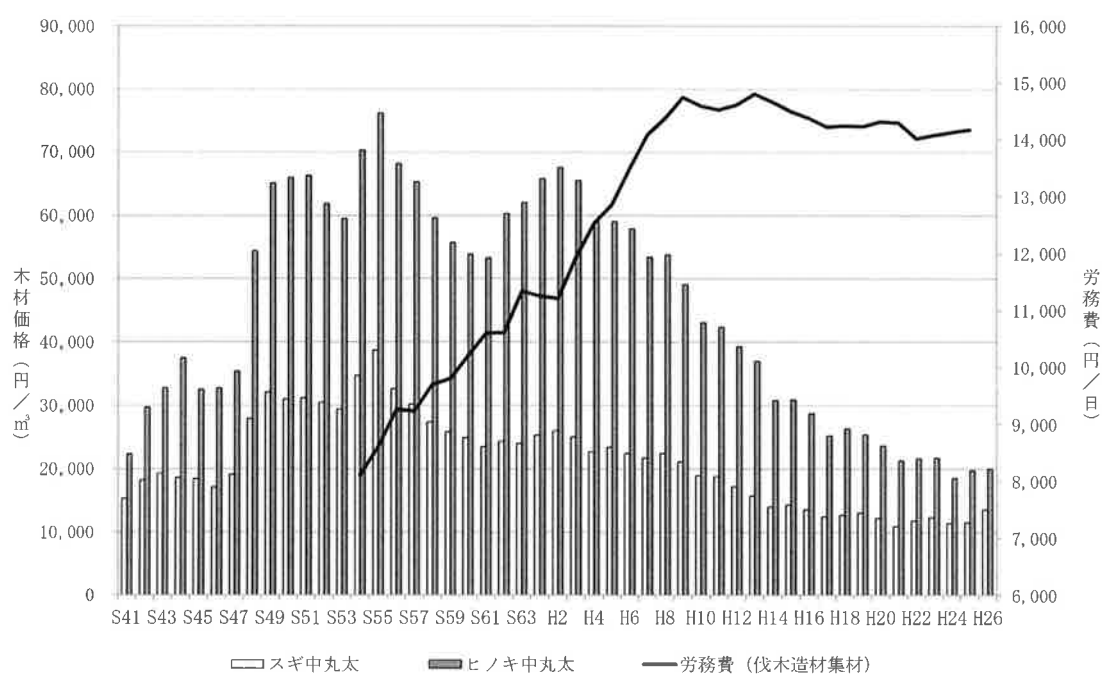
こうした状況にあって、公社では平成23年度に、「経営改善計画書（アクションプラン）」（平成24年度～平成28年度）を策定し、経営改善に向けた様々な取り組みを実施し経営の改善を図ってきたが、下落し続けている木材価格の好転による経営改善は期待できない社会情勢であるため、分収造林事業について契約者である森林所有者の理解と支援、また県民の理解等も求めていく必要がある。

また、公社が保有する木材資源の規模や質、生産性の優位性を活かした具体的な木材生産を柱とした、木材販売収益による経営対策を打ち出していかなければならない。

本計画は、これまでの保育主体の事業から、利用間伐により、木材を市場に供給し販売収益を得ることができるようになり、伐って利用する転換期の計画期間として、平成28年度を始期とし平成37年度を終期とする10カ年間の第6期分収林計画として策定するものである。

◎木材価格と労務費の推移

【図－２】



2 実績と課題

（１） 実績

ア 造林実績

昭和41年度から平成17年まで14,347ヘクタールの森林造成を行った。
 なお、計画期毎の樹種別造成実績は次表のとおりである。

◎計画期毎の樹種別造成実績

(単位：ha) 【表－１】

計画区分	計画期間	新植計画		植 栽 実 績					達成率
				スギ	ヒノキ	マツ類	広葉樹	育天	
第Ⅰ期	S41～S50	5,000	4,998	1,905	2,774	319	0	0	100%
第Ⅱ期	S51～S60	4,800	4,803	1,728	3,069	6	0	0	100%
第Ⅲ期	S61～H 7	5,000	3,494	861	2,499	0	0	134	70%
第Ⅳ期	H 8～H17	1,700	1,052	72	820	0	97	63	62%
第Ⅴ期	H18～H27	—	—	—	—	—	—	—	—
計		16,500	14,347	4,566 (32%)	9,162 (64%)	325 (2%)	97 (—)	197 (2%)	87%

イ 主な保育実績

平成17年度以降、新植事業を休止し植栽実績がないことから、徐々に保育事業は減少し、V期分収林計画期間は利用間伐及びこれに係る作業路開設へ事業内容が移行してきている。

◎計画期毎の保育実績

(単位:ha、m) 【表-2】

区分	下刈	除伐	枝打	保育間伐	利用間伐	作業路開設	
						造林作業路	保育作業路
第Ⅰ期	26,154	0	4	0	0	39,744	0
第Ⅱ期	35,221	5,525	1,616	0	0	93,766	0
第Ⅲ期	28,930	8,163	4,030	1,816	0	82,070	12,681
第Ⅳ期	12,291	9,333	10,119	9,642	121	34,385	105,756
第Ⅴ期	1,026	1,622	1,427	6,067	716	0	82,130
合計	103,621	24,643	17,195	17,525	837	249,965	200,567

ウ 所有形態別実績

分収造林地の所有形態別面積は公有林が15%、私有林が85%で、私有林のうち個人所有林は45%、記名共有は22%となっている。

◎所有形態別面積 (平成27年3月末現在)

(単位:ha) 【表-3】

区分	県有	市町村有	財産区有	学校有	慣行・記名共有	森林組合有	神社寺有林	会社等法人	個人有	合計
面積	24.43	1,374.99	758.90	12.40	3,212.20	756.59	778.98	960.43	6,467.63	14,346.55
割合	0.2%	9.6%	5.3%	0.1%	22.4%	5.3%	5.4%	6.7%	45.1%	100.0%

◎所有形態別件数 (平成27年3月末現在)

(単位:件) 【表-4】

県	市町村有	財産区有	学校有	慣行・記名共有	森林組合有	神社寺有林	会社等法人	個人有	合計
5	57	49	1	192	51	38	40	784	1,217

持分1/1の共有契約有り

慣行・記名共有の内訳
 慣行・記名共有を割り振ると
 財産区と個人 46件 財産区46 個人 46
 個人の共有 145件 個人 145 (持分1/1以外)
 県有と個人 1件 県有 1 個人 1

エ 資源の構成状況

分収造林地の年齢別面積は、8 年齢から 10 年齢が全体の約半分を占めている。

◎年齢別面積（管理実績面積）

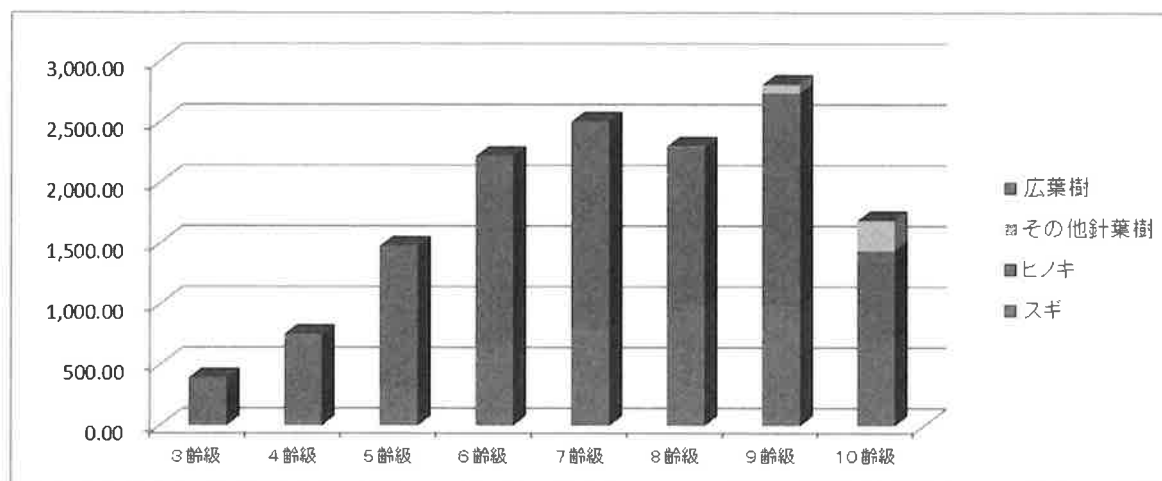
（単位：ha）【表－5】

区分	3 年齢	4 年齢	5 年齢	6 年齢	7 年齢	8 年齢	9 年齢	10 年齢	計
面積	395	754	1,480	2,220	2,503	2,300	2,809	1,689	14,150
割合	2.8%	5.3%	10.5%	15.7%	17.7%	16.3%	19.8%	11.9%	100.0%

※年齢とは立木の林齢を5年毎に区分したもの（例：3 年齢（11～15年生）、10 年齢（46～50年生）等）

◎年齢別樹種別面積

【図－1】



（単位：ha）

区分	3 年齢	4 年齢	5 年齢	6 年齢	7 年齢	8 年齢	9 年齢	10 年齢	計
スギ	30.97	57.01	322.78	667.20	799.24	995.69	987.50	705.93	4,566.32
ヒノキ	308.83	655.11	1,157.22	1,552.80	1,704.02	1,298.31	1,751.40	734.75	9,162.44
その他針葉樹	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6.00	69.85	248.76	324.61
広葉樹	54.80	41.98	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	96.78
計	394.60	754.10	1,480.00	2,220.00	2,503.26	2,300.00	2,808.75	1,689.44	14,150.15
割合	2.8%	5.3%	10.5%	15.7%	17.7%	16.3%	19.8%	11.9%	100.0%

オ 前期計画の進捗状況

V 期分収林計画期間では、平成 18 年の豪雪や平成 20 年の豪雨などによる森林被害の復旧への対応、また頻繁に改正された森林整備補助事業体系と新たな計画制度（森林経営計画制度）への対応、さらに森林整備予算の漸減及び木材価格の低迷、需給バランスが乱れ、公社の経営改善対策による事業執行の見直し等により、計画した事業量を下回る事業も生じることとなった。

◎第Ⅴ期分収林計画と実績

【表－6】

事業区分			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計	実施率
新植事業	計画	ha	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
	実績	ha	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0%
保護保育事業	計画総計		2,534	2,331	2,111	1,837	1,625	1,421	1,348	1,293	1,172	1,096	16,768	
	実績総計		2,625	1,813	1,827	1,270	787	874	407	243	473	387	10,706	64%
下刈	計画	ha	359	232	128	79	34	13	0	0	0	0	845	
	実績	ha	348	233	149	75	57	58	58	48	0	0	1,026	121%
雪起し	計画	ha	150	150	129	91	59	33	10	2	0	0	624	
	実績	ha	214	93	95	48	51	60	0	2	0	0	564	90%
除伐	計画	ha	448	388	332	355	263	239	223	147	82	116	2,593	
	実績	ha	448	366	281	291	120	21	21	39	19	16	1,622	63%
枝打ち	計画総計		573	541	482	287	301	219	201	195	135	73	3,007	
	実績総計		596	276	227	238	0	0	0	43	25	22	1,427	47%
1回目	計画	ha	202	131	118	73	114	106	78	64	17	0	903	
	実績	ha	199	102	109	121	0	0	0	28	0	0	559	62%
2回目	計画	ha	280	265	208	214	187	113	123	131	118	73	1,712	
	実績	ha	280	174	118	117	0	0	0	15	25	22	751	44%
3回目	計画	ha	91	145	156	0	0	0	0	0	0	0	392	
	実績	ha	117	0	0	0	0	0	0	0	0	0	117	30%
保育間伐	計画総計		1,004	1,020	1,040	1,025	968	917	914	949	955	907	9,699	
	実績総計		1,019	845	1,074	618	559	735	328	111	429	349	6,067	63%
保育間伐 (～7齢級)	計画	ha	941	907	947	928	849	781	777	781	789	743	8,443	
	実績	ha	974	796	986	576	478	697	328	111	429	349	5,724	68%
保育間伐 (8齢級～)	計画	ha	63	113	93	97	119	136	137	168	166	164	1,256	
	実績	ha	45	49	88	42	81	38	0	0	0	0	343	27%
利用間伐事業	計画総計		67	79	81	85	120	248	251	300	314	363	1,908	
	実績総計		57	58	57	41	37	47	33	82	98	206	716	38%
利用間伐 (～7齢級)	計画	ha	49	43	40	43	17	17	22	23	24	24	302	
	実績	ha	45	43	18	12	3	6	12	62	98	143	442	146%
利用間伐 (8齢級～)	計画	ha	18	36	41	42	103	231	229	277	290	339	1,606	
	実績	ha	12	15	39	29	34	41	21	20	0	63	274	17%
作業路開設事業	計画	m	7,800	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	102,300	
	実績	m	9,176	11,525	14,306	8,966	5,846	5,423	3,038	7,176	8,490	7,195	81,141	79%
管理事業														
作業路補修	計画	m	114,000	114,000	114,000	114,000	114,000	91,000	91,000	91,000	91,000	91,000	1,025,000	
	実績	m	94,500	62,306	83,293	56,403	29,966	5,170	1,970	1,960	1,516	3,849	340,933	33%
歩道補修	計画	m	95,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	51,000	51,000	51,000	51,000	664,000	
	実績	m	96,300	68,850	76,700	73,750	61,800	0	0	0	0	0	377,400	57%
境界確認	計画	m	324,000	226,000	226,000	226,000	226,000	226,000	158,000	158,000	158,000	158,000	2,086,000	
	実績	m	324,000	258,770	254,850	199,450	162,450	0	0	0	0	0	1,198,529	58%
現況調査	計画	ha	533	413	413	413	413	390	300	300	300	300	3,775	
	実績	ha	1,574	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,574	42%

※平成27年度は実績見込み

※除伐：平成22年度から計画量の2分の1以上削減

枝打：平成22年度から事業地精査のため一時休止

(2) 課題

I 期から V 期までの新植・保育を中心として管理してきた分収造林地は、今後、利用間伐による木材生産事業を迎えることになるが、公社の経営に重要な影響を与える、事業実施手法や分収造林契約に関して、以下のことを課題として取り組む必要がある。

ア 事業量の確保と実行体制の確立

面積の小さい契約地や奥地で集約による計画樹立が困難であり、森林経営計画制度に基づく補助事業による施業を行なうことが出来ない契約地についての施業の方向性について検討する必要がある。

また、木材生産・販売を計画的に実施し、公社の木材販売収益を着実に増大させるための、実行体制を確立する必要がある。

イ 主伐処分等への対応

長伐期施業への移行が困難な契約地に対しては、森林所有者の意向や分収造林事業地の評価、周辺地域への影響、公社経営への影響を考慮し、森林管理や立木処分方法について、適確な対応が必要となる。

ウ 分収割合の変更

長期的な健全経営を確保するために、木材価格、労務費等諸情勢の変化に対応した分収割合に変更する手続きを進める必要がある。

3 計画の基本事項

(1) 計画期間および算定基準期間

ア 計画期間

平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とする。ただし、社会情勢等の諸条件の変化を点検し、必要に応じて計画を見直しする。

イ 算定基準期間

森林の齢級構成、森林整備区分による標準施業体系を基に、長期的視点での収益性の確保を図るため長期収支試算期間（昭和 41 年度から平成 109 年度までの 132 年間）を計画算定の基準期間とする。

(2) 計画策定方針

計画策定にあたっては、分収造林事業地の資源状況や公社が持つ課題への対策を考慮しつつ、国において改正された「森林・林業基本法」等の基本方針、県において策定された「岐阜県森林づくり基本計画」の基本理念及び県において設置された岐阜県森林整備法人経営改善検討会の「岐阜県森林整備法人の今後の経営対策及び森林整備のあり方に関する提言」を受けて作成した「経営改善計画（アクションプラン）」を踏まえ、事業執行に際しては以下の視点を重視し計画の推進を図ることとする。

ア 基準に即した施業と木材生産に向けた柔軟な判断

森林整備区分判定に即した整備方針、施業内容による森林整備計画の推進と併せて、各々の事業地の林況や資源状況を十分に把握し、木材需要の状況に柔軟に対応可能な、施業判断を行う。

イ 基盤整備による生産性向上と効率的な施業

循環利用林においては長期的な視点で施業を計画し、最適な生産条件を満たす路網や中間土場の開設と列状間伐の積極的な導入により、生産性・効率性の高い施業を実施し木材販売収益の確保を図る。

ウ 効果的施業により早期に目標林型へ誘導

環境保全林等においては、各々の森林の果たすべき役割を十分に認識し、間伐の強度や保残する樹種を選別し、将来の目標林型をイメージした効果的な施業を図る。

エ 分収割合変更の取組み

経営の健全化を図るため分収割合変更に取り組むとともに、森林所有者の分収割合に変更に対する経営支援の協力の意に応え、収益性、公益性の高い森林整備を図る。

オ 更新伐の実施に向けた施業

森林の再生や活性化、又森林の公益的な機能を著しく低下させないために、資源の循環利用や再生を促進するため、主伐期に備え更新伐施業に向けた取り組みを行う。

カ 契約者情報の把握

契約者の世代交代が発生していることから、公社として所有者の適確な把握と森林所有者へ分収造林事業の状況等を認識してもらうため、施業説明や情報発信などによるコミュニケーションを図る。

キ 求められる事業の展開

分収造林事業の公益的機能効果や木材生産機能としての重要性を岐阜県民へPRするとともに、森林・木材産業関係者から求められる事業展開を図る。

ク 将来の分収造林事業のあり方を見据えた森林管理

森林所有者の山離れ、高齢化、権利関係の複雑化等の森林保全上の課題が頻発化するなかで、分収造林事業により新たな考え方による長期森林管理モデルを提案できるような事業展開を行なう。

ケ 森林吸収型クレジットの販売促進

地球温暖化防止対策の推進を図るため、プロバイダー等と連携し森林吸収型クレジット販売促進に取り組む。

コ 木材生産の計画性

木材を安定かつ効率的に供給するための「木材生産計画」を策定する。

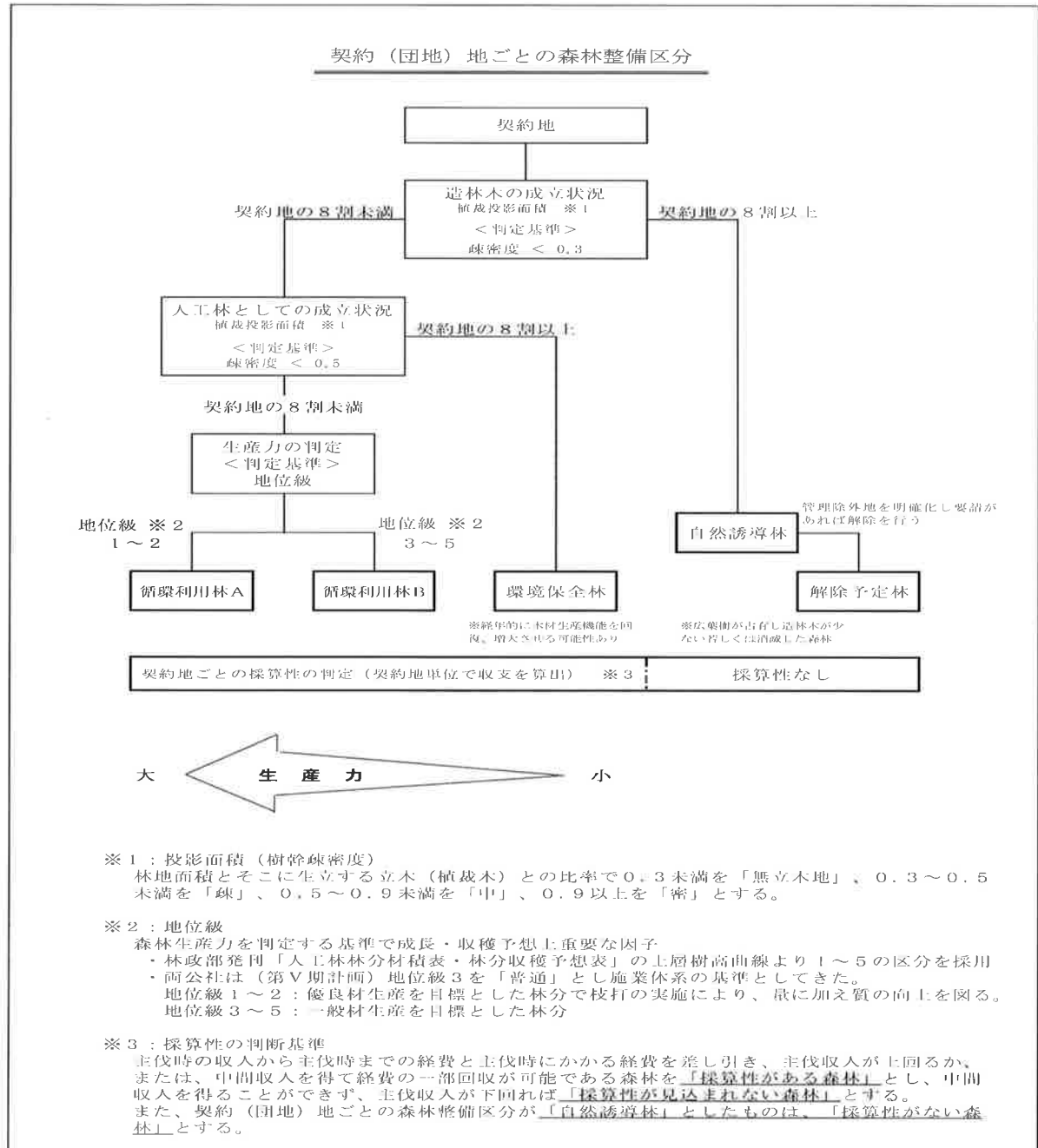
(3) 森林整備区分

第Ⅴ期分収林計画後半から取り組んでいる「経営改善計画」において、木材生産力や事業採算性を重視し、な将来的に採算性の極めて低い森林を「自然誘導林」や「解除予定林」に区分し、公益的機能の発揮に主眼をおいて管理することとした。

また、Ⅵ期分収林計画の策定にあたっては、個々の契約地ごとに森林整備区分を特定し、各森林整備区分に応じた施業基準に基づき施業を行うこととして計画を策定した。

◎新たな森林整備区分

【図－3】



(4) 施業基準

新たな整備区分（１）により分類した契約地を、下表の区分毎の森林整備目標、整備方針、施業体系を基本的としたガイドラインを定め事業を計画した。

◎基本となる森林整備目標・整備方針

【表－９】

区分		森林整備目標	整備方針
循環利用林	A	多面的機能を維持し、木材生産機能を重視する森林	利用間伐、収穫間伐（択伐）、皆伐を行い、木材生産を行う。
	B		その他の保育施業は循環利用林Aを優先的に実施。
環境保全林		多面的機能を高度に発揮し、木材生産機能を維持する森林	環境林整備事業、人工林整理伐等により広葉樹に移行を図る。
自然誘導林		公益的機能を維持する森林	木材生産は行わず、環境林整備事業、人工林整理伐等により自然の植生を活かした森林林へ移行する。
解除予定林		—	契約期間満了に合わせ、管理除外地を明確化し、契約解除を進める。

◎主な事業の森林整備区分毎の標準的な施業回数及び施業林齢

【表－１０】

区 分		循 環 利 用 林		環 境 保 全 林
		(A)	(B)	
除 伐		１１年生	１１年生、１７年生	１１年生、１７年生
枝 打 (ヒノキのみ実施)		１２年生：２．０m １７年生：２．０m	—	—
間 伐	保育	１８年生、２６年生	２６年生、３６年生	４５年生
	利用	３５年生、４５年生	５０年生	—
	収穫	６０年生（スギ、ヒノキ） ７５年生（ヒノキ）	６５年生（スギ） ７０年生（ヒノキ）	—
		＊広葉樹の間伐は、上記基準を参考にしつつ現地に則して実施する。		
作業路開設		４０m／haを目途として除伐、間伐時に開設する。		—
主 伐		８０年生（スギ） ９０年生（ヒノキ）	８０年生（スギ） ９０年生（ヒノキ）	８５年生（スギ） ９５年生（ヒノキ）
		広葉樹は必要に応じて８０年生～１００年生		

<施業体系> 別紙１-１～１-６「森林整備区分毎の施業体系」のとおり

<施業基準> 別紙２-１～２-３「森林整備区分毎の施業基準」のとおり

4 森林整備事業計画

(1) 森林整備区分及び施業基準に基づいた基本計画量

「森林整備区分と施業基準」により算出した計画期間内の事業量は下表－7のとおりとなる。

◎ 森林整備区分及び施業基準に基づいた事業量 (平成28～平成37年度)

【表－11】

区分	年度 単位	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	計
枝打1	ha	22	22	21								65
枝打2	ha	70	70	55	55	55	27					332
除伐	ha	120	106	106	41	14	5	2	0	0	3	397
	うち環境税	118	101	106	37	14	5	2	0	0	3	387
保育間伐	ha	802	741	744	589	520	486	465	400	421	389	5,558
	うち環境税	342	294	353	252	163	133	172	141	150	139	2,138
利用間伐	ha	513	447	501	494	592	621	589	489	601	493	5,340
	m3	13,495	12,397	14,504	13,809	15,575	16,110	14,789	13,661	16,925	14,658	145,923
収穫間伐	ha	0	0	0	0	1	0	4	0	0	12	18
	m3	0	0	26	0	110	4	174	0	0	1,398	1,712

* 契約地を公社森林整備区分毎の施業基準に基づいた事業計画。

* 「枝打」はヒノキ林分を対象に、優良材生産を目標とする循環利用林のうち高値での販売が期待できる飛騨川流域、木曽川流域を中心に計画しているが、事業効果や枝打ち材の市場での需要動向を判断し事業の可否の判断を行なう。

* 「利用間伐」は12齢級以下の搬出間伐、「収穫間伐」は12齢級以上の搬出間伐として区分する。

* 作業路の開設は、木材生産の収益性を高めるために不可欠であり、経営改善計画に基づく路網密度の目標に向けて計画的に開設する。ただし、開設コストと生産効率を十分考慮したうえで実施する。

* 平成38年以降については、別添資料編参照

(2) 事業計画

施業基準に基づき、植栽年度を基本に事業量を算出すると、年度ごとに事業量が大幅に増減することとなる。

VI期計画の主体事業となる利用間伐事業が年度毎に増減し、年間事業量に大幅な変動が生じることは、補助事業予算の確保や公社経営上の問題があること又は、事業を実施する林業事業体の安定的な執行体制にも考慮する必要があることから、計画期間中の事業量の均衡を図った計画量に調整した。

◎第6期事業計画量（平成28～平成37年度）

【表－12】

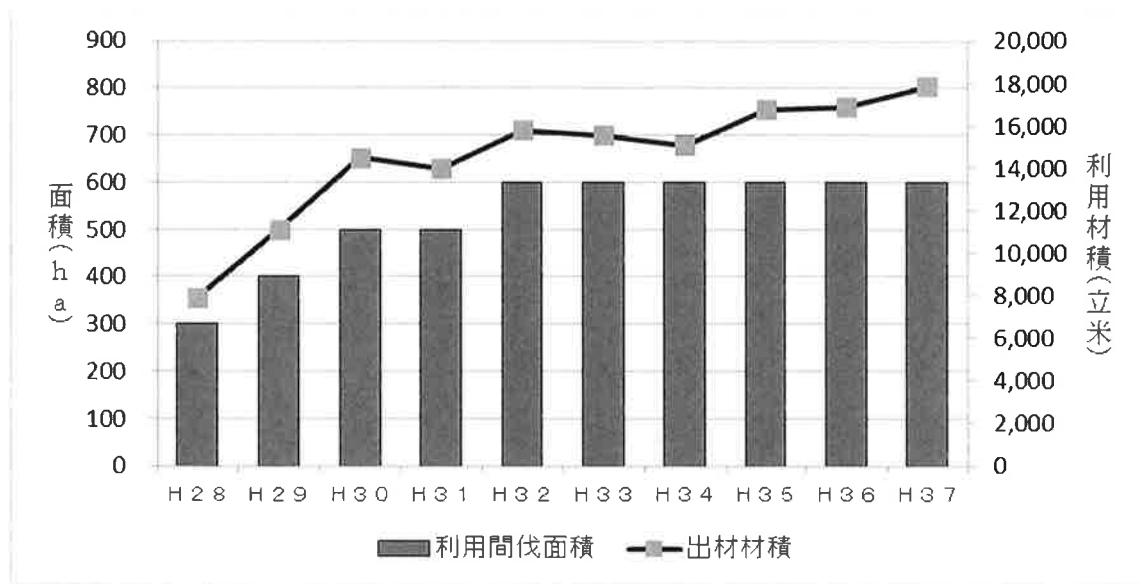
区分	年度 単位	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	計
枝打1	ha	22	22	22								66
枝打2	ha	70	70	55	55	55	25					330
除伐	ha	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
保育間伐	ha	350	350	350	350	350	350	350	350	300	300	3,400
利用間伐	ha	300	400	500	500	600	600	600	600	600	600	5,300
	m3	7,893	11,096	14,487	13,976	15,790	15,564	15,070	16,754	16,886	17,839	145,355
作業路開設	m	10,000	13,000	13,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	13,000	139,000
作業路補修	m	3,700	5,000	6,200	6,200	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	65,500
環：除伐	ha	100	100	100	40	20	10	10	0	0	0	380
環：間伐	ha	300	300	300	300	200	150	150	150	150	150	2,150
環境税計	ha	400	400	400	340	220	160	160	150	150	150	2,530

*収穫間伐は、平成38年度以降の計画とする。

*保育間伐は、環境保全林事業（環境税事業）を含む。

◎利用間伐事業面積及び出材材積の推移

【図－４】



利用間伐事業を拡大しつつ段階的に実施していくことで、計画末期の平成37年度には年間約18,000m³の木材を市場に供給できる体制を確保し、岐阜県の林業、木材関連産業の安定的振興に寄与することができると考えられる。

◎ 年度別事業費

【表－１３】

区分	年度 単位	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	計
枝打1	226 千円	4,972	4,972	4,972								14,916
枝打2	300 千円	21,000	21,000	16,500	16,500	16,500	7,500					99,000
除伐	186 千円	1,860										1,860
保育間伐	223 千円	78,050	78,050	78,050	78,050	78,050	78,050	78,050	78,050	66,900	66,900	758,200
利用間伐	401 千円	120,300	160,400	200,500	200,500	240,600	240,600	240,600	240,600	240,600	240,600	2,125,300
作業路開設	4 千円	40,000	52,000	52,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	52,000	556,000
作業路補修	1 千円	3,700	5,000	6,200	6,200	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	65,500
合計		269,882	321,422	358,222	361,250	402,550	393,550	386,050	386,050	374,900	366,900	3,620,776

5 経営改善の取り組み

(1) 経営改善計画の進捗状況

公社では経営状況を改善するため、平成23年度に「経営改善計画書（アクションプラン）」（平成24年度～平成28年度）を策定し、経営の改善に取り組んでいる。

計画は「経営対策」「森林管理対策」「木材生産対策」の3つの区分で、主な取り組みは以下のとおりである。

ア 経営対策

- ・ 事務所を移転し借り上げ料を縮減
- ・ 新規採用の抑制、退職者の再雇用による人件費縮減と業務運営の確保
- ・ 事業契約における競争原理の導入

イ 森林管理対策

- ・ 森林の生育状況に応じた森林整備区分の見直し
- ・ 契約地ごとの森林情報管理
- ・ 長伐期施業体制の確立

ウ 木材生産対策

- ・ 計画的な木材生産に必要な体制の整備
- ・ 低コスト生産に必要な基盤等の整備
- ・ C・D材を含めた生産拡大への取り組み
- ・ オフセット・クレジット（J-VER制度）の取り組み

具体的な経営改善の取り組みは47項目を計画実施しており、各年次の取り組み実績は、別途「経営改善計画実施報告書」による報告を行なっている。

◎実施状況

【表－7】

改善対策の実施状況	取組項目数
達成済みの項目	25
実施中の項目	20
一部着手済みの項目	2
未着手の項目	0
計	47

*計画期間終了の平成28年度末には、すべての取組について「達成済み」あるいは「実施」となる見込み

*実施とは、継続して取り組む項目なため達成済みと区分して整理している

(2) 今後の取り組み

VI期計画においても継続的に改善対策の取り組みを実施していくことが必要であり、特に木材価格と事業費による影響を抑制するため、利用間伐事業等の木材生産と分収交付の取り扱いについて、以下の取組を重点的に取り組むこととする。

ア 有利な補助制度を活用する（森林管理対策・木材生産対策）

利用間伐事業は、国の補助制度が事業目的に応じて細分化している中で、分収造林事業地の現況を適確に把握して、最も生産性・収益性の高い補助事業を実施することとし、保育間伐事業は環境保全林整備事業（補助率 100%）で実施し、公社経営負担を縮減しつつ、適正な森林整備を進める。

イ 更新伐事業等の補助事業を活用した木材生産を実施する（木材生産対策）

収穫間伐・主伐を、「森林環境保全直接支援事業」の「更新伐」で実施することで伐採事業費負担を抑制し、計画的かつ効率的な木材生産と次代の森林資源造成を図りつつ、木材販売収益を確保するための対応を進める。

また、分収造林事業地の処分に係る伐採には、補助事業を活用した材積分収に取り組む。

ウ 分収割合の変更（経営対策）

現状の長期収支試算の結果では、将来の木材価格の好転変動を期待して分収造林事業地の管理を継続することは極めてリスクが高い状況であるため、森林所有者の理解を得つつ分収割合の変更を実施する。

＊変更すべき分収割合 → 公社（80）：森林所有者（20）

エ 優れた人材の確保（木材生産対策）

VI期分収林計画では、年々利用間伐事業における木材生産量の拡大を図ることとなる。また、今後は主伐も含めた木材生産事業の拡大を図るため、公社組織の木材生産体制への対応、木材生産技術を有する人材の確保、他の木材生産・流通・販売組織との連携による取組強化により公社の生産能力を強化する。

◎上記経営改善による効果額

【表－15】

経 営 改 善 策	改善額（百万円）
(1) 有利な補助制度の活用	実施中であり基準試算に反映
(2) 分収交付対象額から必要経費を控除	
(3) 更新伐事業の実施	10,296
(4) 分収割合の変更 公社80：森林所有者20	11,631
計	21,927

◎経営改善策を実施した場合の長期収支試算

【表－１６】

単位:百万円

区 分		基準試算 (a)	経営改善後 (b)	材価最安値 (c)	備考	
収入	木材販売収入		61,817	87,826	75,876	
	造林補助金等		23,143	70,445	70,445	
	利子助成金		17,583	7,722	9,372	
	借入金	公庫	30,286	30,442	30,442	
		県	17,329	17,329	17,329	
		金融機関	108,538	39,228	50,520	
	その他収入		2,716	2,716	2,716	
計		261,412	255,708	256,700		
支出	事業費		41,270	96,907	96,907	
	管理費		13,991	13,991	13,991	
	公庫元利償還金		46,017	46,208	46,208	
	県元利償還金		22,818	22,818	22,818	
	金融機関元利償還金		124,485	45,311	58,254	
	短期借入金利息		317	376	376	
	分収金		22,989	14,906	12,520	
	その他支出		1,140	1,140	1,140	
	計		273,027	241,657	252,214	
収支見込み額		△ 11,615	14,051	4,486		

※ 計画に基づく分収造林事業の長期収支見込みは約１１６億円の採算割れとなる。これは、Ⅴ期分収林計画に基づき試算した長期収支よりさらに約９２億円悪化しており、その主たる要因は、木材価格が依然緩やかに下がり続けていることに加え、労務費の上昇にある。

※ 経営改善策（主に更新伐施業と分収割合の変更）を実施して試算すると約１４０億円の収益が見込まれる。

※ 長期収支試算の変動要因のうち、想定される木材価格の最低条件で試算しても収支は約４４億円のプラスが見込まれる。

(3) 分収割合の変更について

V期分収林計画から、長期収支試算は木材価格の低迷、人件費の上昇等により悪化し続けているが、前項で示す「今後の取り組み」アからエの取り組みの実施により、長期収支試算においては収支採算が取れることとなる。

特に、分収割合の変更は現状の木材価格動向や公社の投資額の状況から判断すると適正な割合変更協議を進めることが経営改善への必須事項である。公社の収益に直接的に影響する重要な項目でありつつ、森林所有者の分収交付にも大きな影響を与える事項であるため、森林所有者への十分な説明と理解を得つつ進めていく必要がある。

対 象		現 状		変更後	
		土地所有者	森林公社	土地所有者	森林公社
県（岐阜県）	24 ha	40	60	15	85
市町村（15市町村）	1,375 ha	40 (30)	60 (70)	20	80
財産区・学校有	771 ha				
森林組合（9組合）	757 ha				
神社・寺	779 ha				
法人（企業）	960 ha				
個人・共有	9,680 ha				

※平成12年度以降の契約は、分収割合が30:70である。（15件、395ha）

◇分収割合変更作業

ア 事前周知

契約者の方には、「分収割合の変更」に対するお願いについて、事前にお知らせする。

イ 説明、説明会の開催

契約者の方には、森林・林業を取り巻く情勢や木材価格動向、森林公社の経営状況を含め、分収割合の変更に対する説明を行い、理解を得る。

ウ 同意の確認

協力依頼（文書依頼、説明会等）の際に、分収割合の変更に対してご理解いただいた方から、順次、同意書の提出を得る。

エ 契約変更

同意を頂いた方に対して、変更契約内容を確認していただき、随時、変更契約を締結していく。

(4) 主伐への対応について

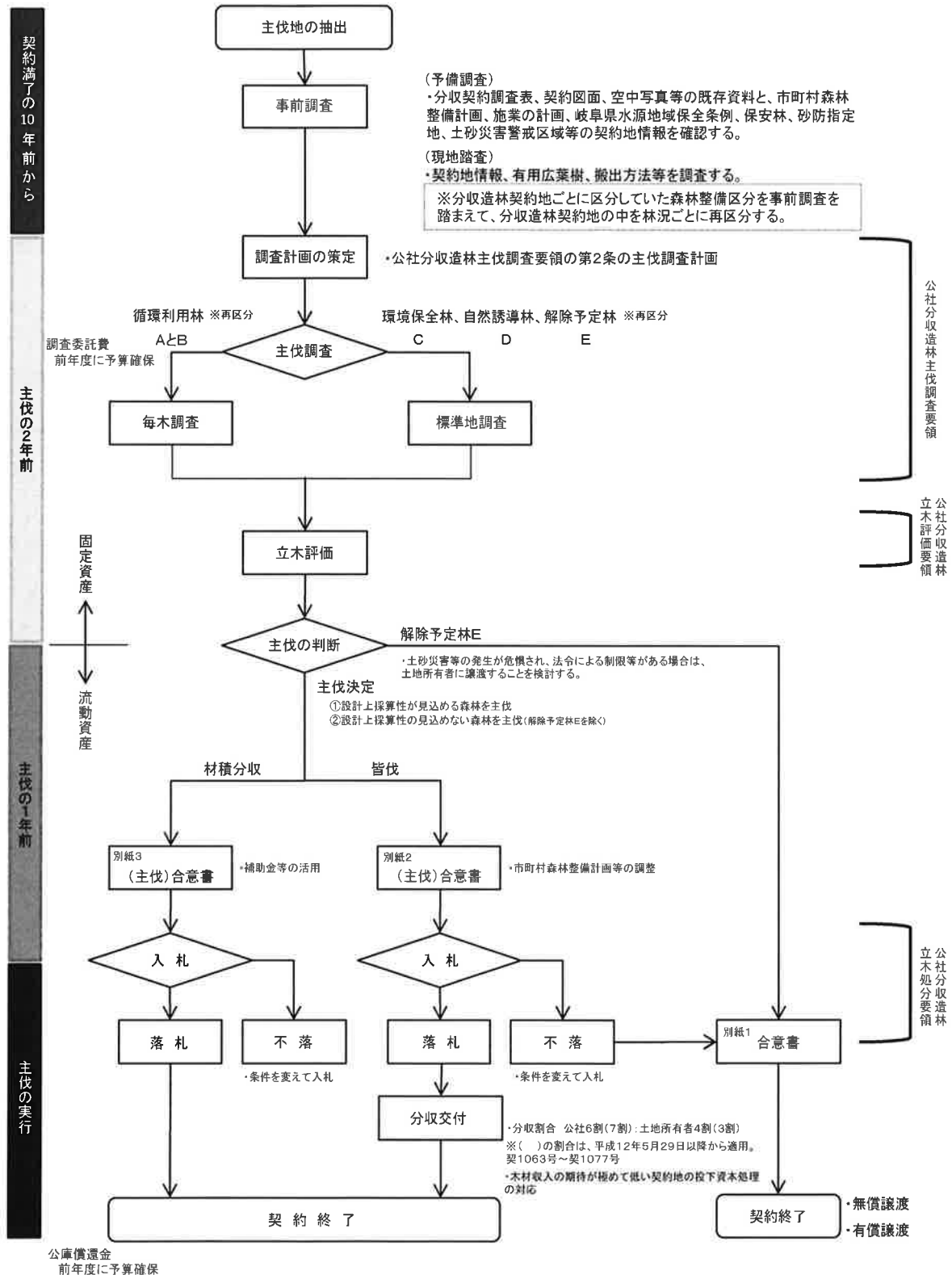
森林所有者の同意が得られず長伐期施業への契約更改ができない契約地については、契約条項及び事務処理手順により、事前調査から立木評価までを実施し、伐採方法も含めた判断に基づき、順次主伐を実施するなど契約を終了させていくこととする。

契約期間の満了を迎え伐採処分を行なう場合、伐採後は再造林し以後管理する必要があること。また、伐採を実施するためには法令順守はもとより、伐採後の流域周辺への影響に配慮した対応が必要となる。

このため、詳細な現地調査や林分の評価を含め伐採後の契約解除後に山林管理者となる契約者と十分に伐採手法や伐採後の山林管理の意識等を確認し、森林所有者への伐採後の負担、公社経営への影響、周辺環境への影響を考慮して、最善の処分方法を検討し実施する必要がある。

契約満了に向けた事務処理手順

分収造林契約満了の10年前になったら、主伐及び主伐木の販売時期について調査の準備を始める。



◎伐採等による契約地処分の方法（例）

ア 皆伐による処分

法令に基づく範囲内で立木の皆伐を行い、契約地の処分を行う。

イ 更新伐施業（人工林整理伐）による小区分皆伐による処分

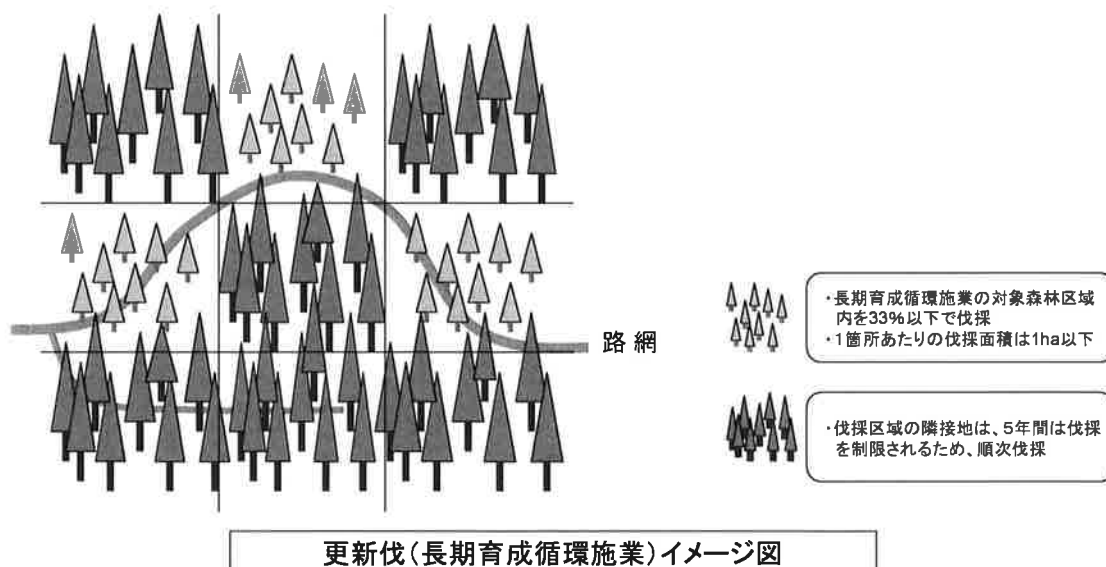
人工林において天然更新を図り、針広混交林や広葉樹林化を促進することを目的として、小規模に伐採を繰り返して行なう抜き切り施業（定性伐採、群状伐採、帯状伐採）し、天然更新や植栽により針葉樹や広葉樹で更新を図り契約地の処分を行なう。

ウ 材積分収による処分

公社分の分収権利の材積の範囲内で立木を伐採し、山林所有者の収益分は伐採を行なわず立木により分収交付し契約地の処分を行なう。

エ 分収造林地の買い取りによる処分

分収造林地の立木を所有者等により買い取りしていただき、契約地の処分を行なう。



（５）森林経営計画制度への対応について

平成23年4月の森林法の一部改正に伴い平成24年度から森林経営計画制度が創設され、森林公社では森林施業計画期間の終了する平成24年度（平成25年度計画）から森林経営計画を策定して森林整備に取り組んでいる。

森林経営計画は、森林の多面的機能を十分に発揮しつつ林業経営的にも効率かつ計画的な施業を推進する観点から、面的なまとまりをもって森林経営を行うことを目的に創設された計画制度であるため、属地的計画（林班計画）による樹立により、地域における森林づくりと一体となった取り組みを実施している。

（現状）

公社の分収造林地は県内各地で14,347haで民有林面積の4%を占めている。また林齢の7～10齢級の占める割合が6割以上であり利用間伐を含めた保育事業が中心となっている。公社の森林施業は、経営改善のうえでも補助対象事業を最大限活用することで森林整備を推進することとしているため、補助事業の活用をするうえで条件となっている森林経営計画の策定と計画に基づく施業の実施がより重要な位置づけとなっている。策定にあたっては、公社の分収契約地単独による単独計画と併せて、岐阜県の指導もあり、周辺森林と一体となった施業団地による共同計画としての計画樹立も行っている。

平成28年3月現在、115団地、森林公社226契約地(3,466ha)の認定を受け、共同計画のメリットを生かし共通の生産基盤の設置や事業の共同実施等によるコストダウンにつなげてきた。

現在、周辺森林を一体とした属地計画により民地との調整をしているが、面積の小さい契約地や奥地で公社契約地以外に施業を行なう人工林が無い契約地などがあり集約による計画樹立が困難であり、森林経営計画制度に基づく補助事業による施業を行なうことが出来ない契約地があることも現状である。

(今後の方向性)

VI期分収林計画を実行していくためには、経営改善上からも森林経営計画に基づく計画的施業による補助事業の活用が必須条件となる。

今後も事業計画を確実に実行するため、森林公社契約地を含む周辺森林で森林経営計画を共同作成とし、その計画を共同で効率的に実行していくために、希望する林業事業体に対しプロポーザル方式により共同計画作成者を募集し、属地的計画の樹立促進に取り組む。

また、属地的計画(林班計画)での森林経営計画認定の要件を満たさない契約地に関しては、市町村へ属地計画(区域計画)での認定可能な区域指定を要望することや、公社独自で属人計画の認定を受け、VI期分収林計画により対象事業地の森林経営計画樹立を推進していく必要がある。

なお、森林経営計画に基づく補助制度を活用できない事業地についての必要な保育間伐等は、森林環境保全事業や間伐特措法(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法)等により施業の実施を図っていくものとする。

6 計画推進にあたっての留意事項

(1) 長伐期施業の取組について

公社の分収造林地は、平成8年度(IV期分収林計画)から新規契約地は100年間の契約期間としてきたが、V期分収林計画では公社の分収造林地の全てを長伐期施業林に位置づけ、100年契約への契約更改と長伐期施業への転換を図ってきた。

V期分収林計画期間中に8割以上の契約の長伐期への契約更改の手続きを終えることができたが、未更改契約地についても、VI期分収林計画期間において引き続き森林所有者の理解と地上権設定期間の変更登記事務を進めていく。

また、当初契約者の世代交代が多く生じることが予測されるため、相続などにより権利者の異動情報を速やかに把握して名義変更管理をしていく必要がある。

(2) システムの構築とカルテの有効活用

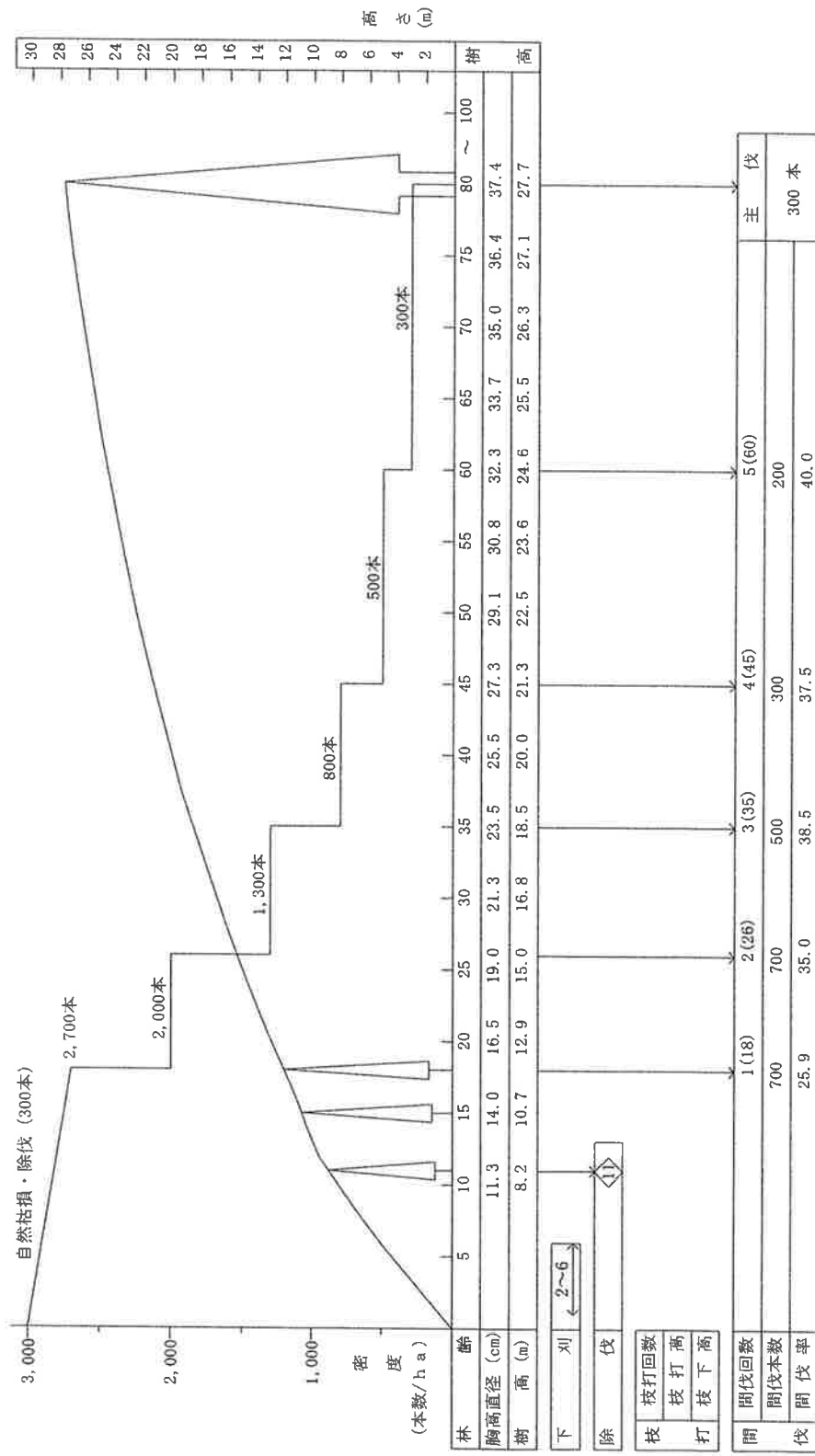
林地管理台帳等の基本原簿となる帳票の整備事務等の合理化のため運用してきたデータ管理システムがシステムの老朽化や新たな制度への対応が困難となり適正な運用が休止している状況である。現システムを全面的に見直し、新たな「森林管理システム」の構築が必要である。

また、V期分収林計画から作成を進めている「施業地カルテ」を安定的に活用するために、カルテ情報の管理と積極的な活用を図る必要がある。

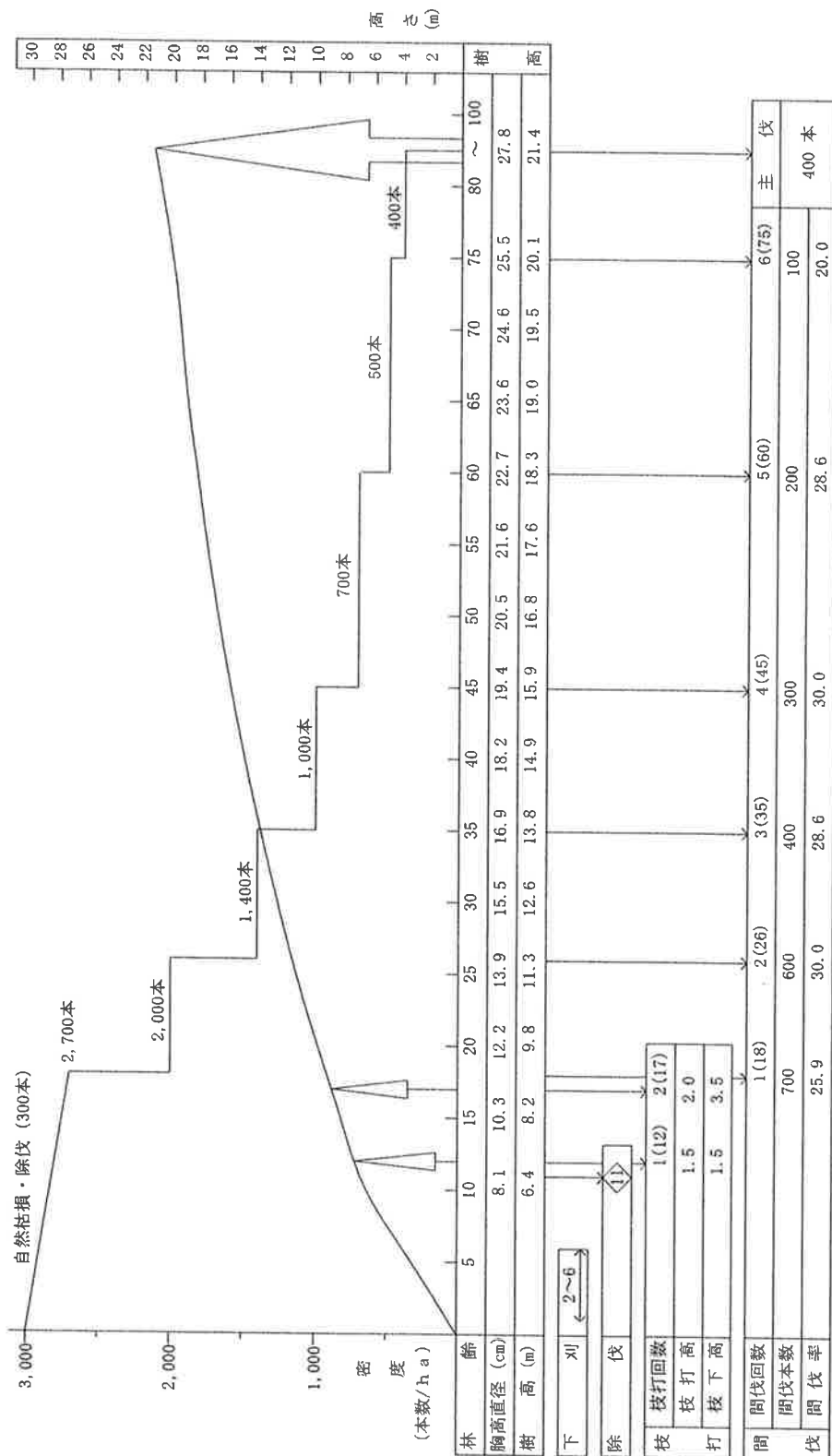
森林整備区分毎の施業体系

別紙 1-1

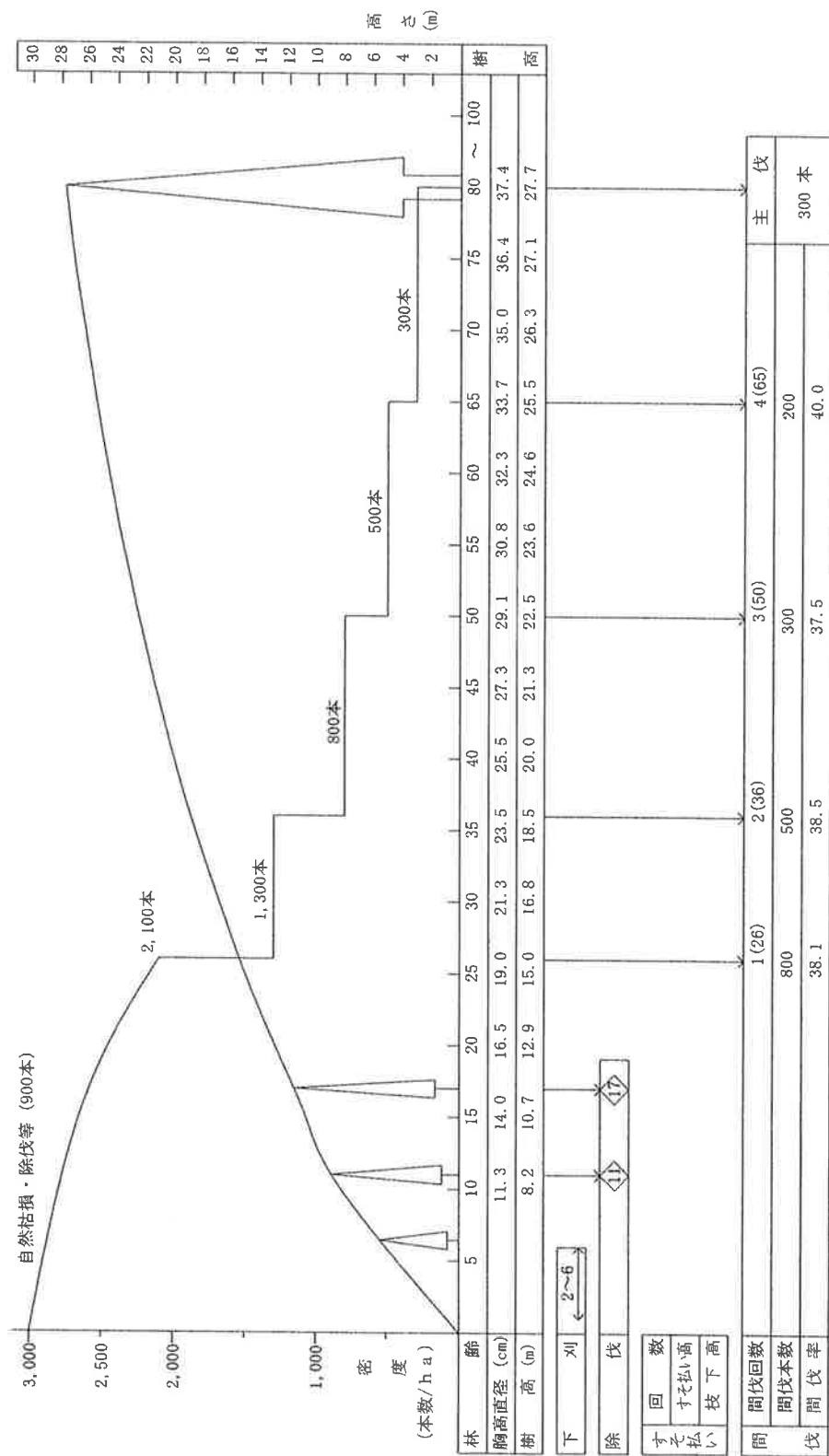
スギ 循環利用林A (良好) 施業体系



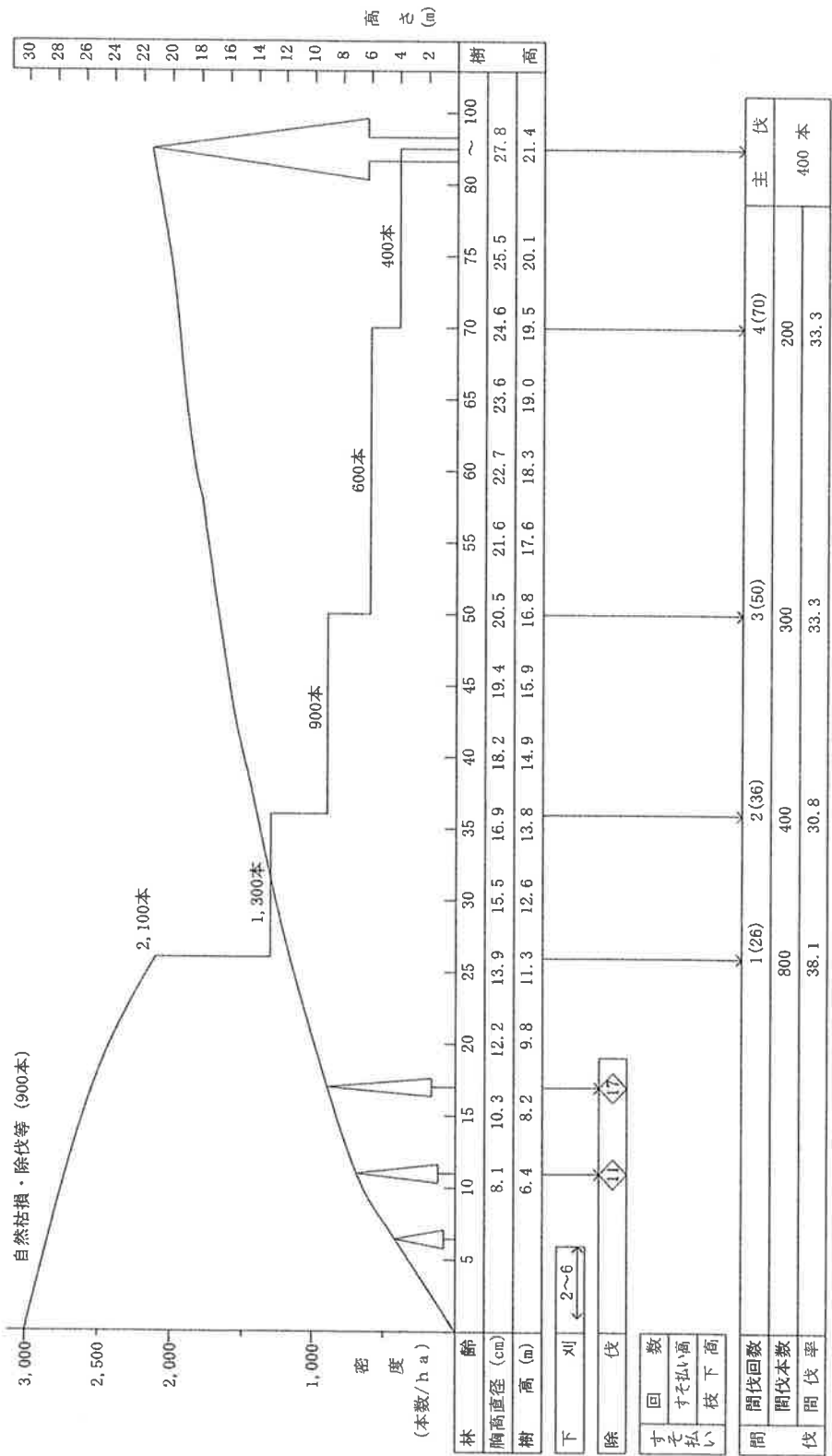
ヒノキ 循環利用林A (良好) 施業体系



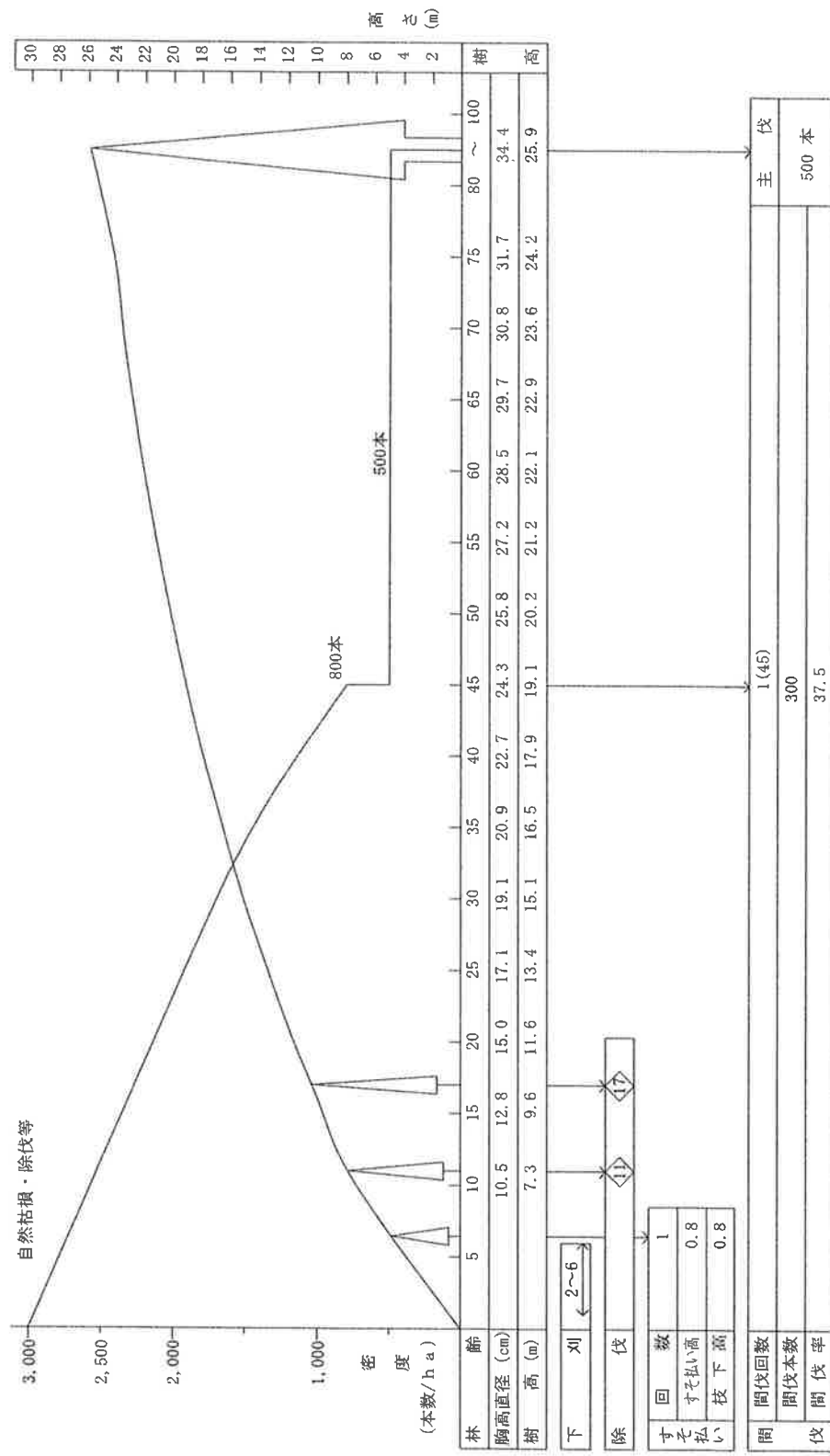
スギ 循環利用林B (普通) 施業体系



ヒノキ 循環利用林B (普通) 施業体系



スギ 環境保全林 施業体系





森林整備備区分の施業基準

別紙 2-1

1 循環利用林 A(良好) スギ 80年伐期

林齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 45	46～ 50	51～ 55	56～ 60	61～ 65	66～ 70	71～ 75	76～ 80	81～ 85	86～ 90	91～ 95	96～ 100	備考	
作業種																																						
下刈		○	○	○	○	○																																
雪起						○	○	○	○	○																												
除伐											○																											
枝打																																						
作業路開設																		○				O26																
保育間伐																	○					O26																
利用間伐																							O35		O45													
収穫間伐																												O60										
主伐																																	O80					

2 循環利用林 A(良好) ヒノキ 90年伐期 (枝打林分)

林齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 45	46～ 50	51～ 55	56～ 60	61～ 65	66～ 70	71～ 75	76～ 80	81～ 85	86～ 90	91～ 95	96～ 100	備考	
作業種																																						
下刈	○	○	○	○	○	○																																
雪起						○	○	○	○	○																												
除伐											○																											
枝打											○						○																				枝下高3.5～4.0m打ち	
作業路開設																		○				O26																
保育間伐																		○				O26																
利用間伐																							O35		O45													
収穫間伐																												O60				O75						
主伐																																					O90	

3 循環利用林 B(普通) スギ 80年代期

林齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 45	46～ 50	51～ 55	56～ 60	61～ 65	66～ 70	71～ 75	76～ 80	81～ 85	86～ 90	91～ 95	96～ 100	備考		
作業種																																							
下刈	○	○	○	○	○	○																																	
雪起					○	○	○	○	○																														
除伐											○						○																						
枝打																																							
作業路開設																	○					O26																	
保育間伐																						O26	O36																
利用間伐																										O50													
収穫間伐																													O65										
主伐																																O80							

4 循環利用林 B(普通) ヒノキ 90年代期

林齢		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 45	46～ 50	51～ 55	56～ 60	61～ 65	66～ 70	71～ 75	76～ 80	81～ 85	86～ 90	91～ 95	96～ 100	備 考	
作業種																																							
下 刈		○	○	○	○	○																																	
雪 起						○	○	○	○	○																													
除 伐											○						○																						
枝 打																																							
作業路開設																	○					○26		○36															
保 育 間 伐																						○26		○36															
利 用 間 伐																											○50												
収 穫 間 伐																															○70								
主 伐																																				○90			

5 環境保全林 スギ 80～100年伐期

林齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 45	46～ 50	51～ 55	56～ 60	61～ 65	66～ 70	71～ 75	76～ 80	81～ 85	86～ 90	91～ 95	96～ 100	備考		
作業種																																							
下	刈	○	○	○	○	○																																	
雪	起					○	○	○	○	○																													
除	伐										○						○																						
枝	打																																						
作業路開設																																							
保育間伐																										O45													
利用間伐																																							
收穫間伐																																							
主伐																																						O85	

6 環境保全林 ヒノキ 90～100年伐期

林齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 45	46～ 50	51～ 55	56～ 60	61～ 65	66～ 70	71～ 75	76～ 80	81～ 85	86～ 90	91～ 95	96～ 100	備考	
作業種																																						
下	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈		
雪	起					刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈		
除	伐									刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈	刈		
枝	打																																					
作業路開設																																						
保育間伐																									O45													
利用間伐																																						
収穫間伐																																						
主伐																																				O95		